

実技試験（資産設計相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 （ア）○ （イ）○ （ウ）× （エ）×

- （ア）○ 投資助言・代理業の登録のないFPでも、会社のホームページからダウンロードしたIR資料を顧客に手渡すことはできる。
- （イ）○ 弁護士資格のないFPでも、公正証書遺言の証人となることはできる。
- （ウ）× 税理士資格のないFPは、たとえ無償であっても顧客の具体的な納税額を計算することはできない。
- （エ）× 社会保険労務士資格のないFPは、行政への提出書類の作成、手続き代行を行うことはできない。

問2 正解 1

ファイナンシャル・プランニングのプロセス（6ステップ）は、以下のとおり。

- （オ）顧客にファイナンシャル・プランニングで提供するサービス内容や報酬体系などを説明し、了解を得る。

↓

（カ）面談やヒアリングシートにより顧客および家族の情報、財政的な情報等を収集し、顧客の財政的な目標を明確化する。

↓

（イ）顧客のキャッシュフロー表などを作成し、将来の財政状況の予測・分析等を行う。

↓

（ア）顧客の目標を達成するために必要なプランを作成し、顧客に提案書を提示して説明を行う。

↓

（エ）作成したプランに従い、顧客が行う金融商品の購入、不動産売却等の実行を支援する。

↓

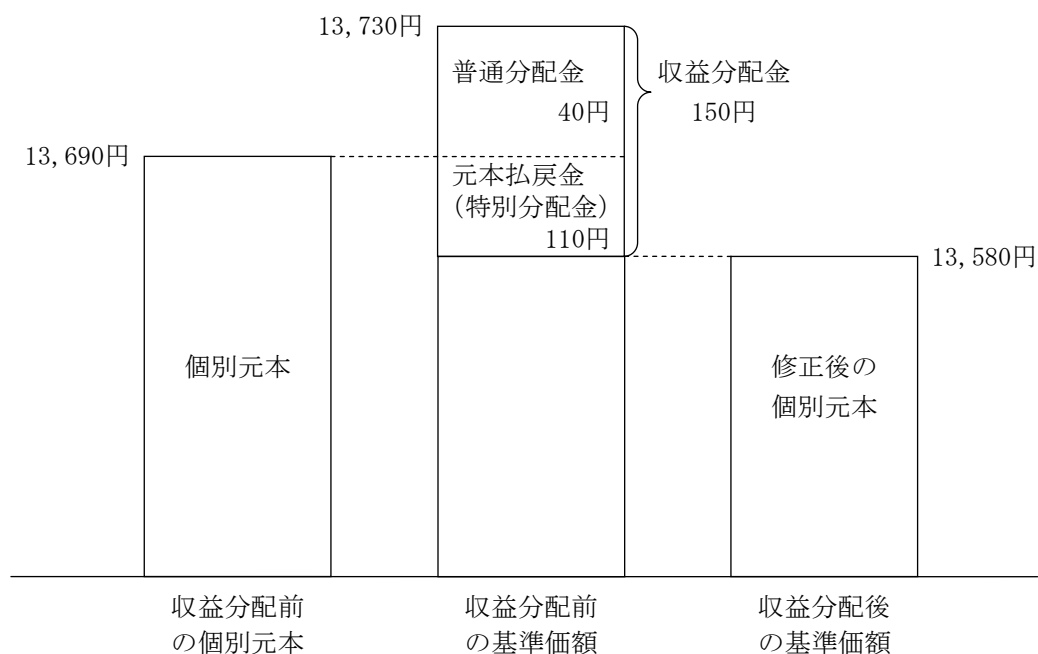
（ウ）顧客の家族構成などの環境の変化、税制や法律改正の内容を考慮し、定期的にプランの見直しを行う。

【第2問】

問3 正解 (ア) 20 (イ) 80 (ウ) 20 (エ) 18

	N I S A	ジュニアN I S A	つみたてN I S A
非課税対象 の金融商品	上場株式、公募株式投資信託等	上場株式、公募株式投資信託等	長期の積立て・分散投資に適した一定の投資信託
口座開設可能な者	口座を開設する年の1月1日時点で(ア 20)歳以上の居住者等	口座を開設する年の1月1日時点で(ア 20)歳未満、またはその年に生まれた居住者等	口座を開設する年の1月1日時点で(ア 20)歳以上の居住者等
年間投資非課税上限額	新規投資額で120万円	新規投資額で(イ 80)万円	新規投資額で40万円
非課税期間	最長5年間 (ロールオーバー可能)	最長5年間 (ロールオーバー可能)	最長(ウ 20)年間
払出し制限	なし	原則として、3月31日時点で(エ 18)歳である年の前年12月31日まで払出しができない	なし

問4 正解 1



<解説>

$$\begin{aligned} \text{収益分配後の個別元本} &= \text{収益分配前の個別元本} - \text{元本払戻金 (特別分配金)} \\ &= 13,690\text{円} - 110\text{円} (\text{※}) = \underline{13,580\text{円}} \end{aligned}$$

※元本払戻金 (特別分配金)

$$\begin{aligned} &= \text{収益分配金} - \text{普通分配金 (収益分配前の基準価格} - \text{収益分配前の個別元本)} \\ &= 150\text{円} - (13,730\text{円} - 13,690\text{円}) = 110\text{円} \end{aligned}$$

問5 正解 2

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
対象者	(ア 満55歳)	未満の勤労者
積立期間	(イ 5年)以上の期間にわたり、定期的に積立て	(イ 5年)以上の期間にわたり、定期的に積立て。ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出し可
非課税限度額	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 払込保険料累計額(ウ 385万円)まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して550万円まで	[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 財形年金貯蓄と合算して550万円まで
目的外の払出時の取扱い	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] (エ 積立開始時からの利息相当分すべてが一時所得として総合課税扱いとなる)	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分について、所得税および住民税が源泉徴収される

問6 正解 3

- ・Y A株式のP E R（株価収益率）は、（ア 18.8）倍である。
- ・Y A株式とY B株式の配当利回りを比較すると、（イ Y A）株式の方が高い。

<解説>

$$(ア) \quad P E R（株価収益率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり利益}}$$

- ・Y A社 株価7,500円、1株当たり利益400円であるため

$$P E R = \frac{7,500}{400} = 18.75 \rightarrow \underline{18.8（倍）}$$

$$(イ) \quad \text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{株当たり年間配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

- ・Y A社 年間配当金150円、株価7,500円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{150}{7,500} \times 100 = 2.0（\%）$$

- ・Y B社 年間配当金45円、株価3,000円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{45}{3,000} \times 100 = 1.5（\%）$$

Y A社：2.0% > Y B社：1.5% よってY A社の方が高い。

【第3問】

問7 正解 （ア）2 （イ）6 （ウ）9 （エ）10

不動産取得税は、不動産の所有権を取得した者に対して、その不動産が所在する（ア 都道府県）が課税するもので、課税標準は原則として（イ 固定資産税評価額）である。ただし、（ウ 相続）を原因とする取得の場合、課税対象とならない。また、一定の条件を満たした新築住宅（認定長期優良住宅ではない）を取得した場合、課税標準から1戸当たり（エ 1,200万円）を控除することができる。

問8 正解 4

<解説>

$$\text{実質利回り（\%）} = \frac{1 \text{年当たり収益}}{\text{購入費用総額}} \times 100$$

$$\begin{aligned} 1 \text{年当たり収益} &= \{ \text{賃料} - \text{管理費等} - \text{管理業務委託費（月額賃料の5\%）} \} \times 12 \text{ヵ月} \\ &\quad - \text{固定資産税（年額）} \\ &= \{ 86,000 \text{円} - 10,000 \text{円} - (86,000 \text{円} \times 5\%) \} \times 12 \text{ヵ月} - 65,000 \text{円} \\ &= 795,400 \text{円} \end{aligned}$$

$$\text{実質利回り（\%）} = 795,400 \text{円} / 1,860 \text{万円} \times 100 = 4.276 \cdots \rightarrow \underline{4.28\%}$$

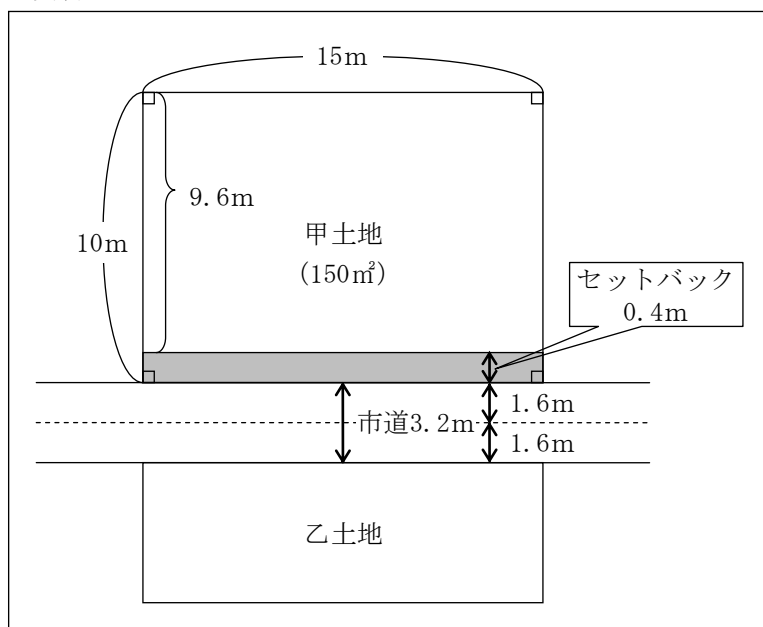
問9 正解 72 (㎡)

建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。設例のように、セットバックを要する場合は、道路の中心線から水平距離2mまでが道路とされ、敷地面積に算入されない。

現況道路が幅員3.2mのため、片側1.6mである。2m－1.6m＝0.4m（＝セットバック）

よって建築面積の最高限度＝{(10m－0.4m)×15m}×5/10＝72㎡

<資料>



問10 正解 2

<課税長期譲渡所得の金額の計算>

譲渡価額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除

<資料>より

- ・譲渡価額 5,000万円
- ・譲渡費用 250万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。
- ・取得費に関しては不明のため概算取得費で計算する。

概算取得費＝譲渡価額×5%＝5,000万円×5%＝250万円

課税長期譲渡所得＝5,000万円－(250万円＋250万円)－3,000万円＝1,500万円

【第4問】

問11 正解 (ア) 7 (万円) (イ) 176 (万円) (ウ) 110 (万円)

香里さんが現時点（45歳）で、

- ・突発性難聴で8日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 7）万円である。
- ・初めてガン（乳ガン・悪性新生物）と診断されて18日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 176）万円である。
- ・交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 110）万円である。

<解説>

（ア）突発性難聴により入院した場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

疾病入院給付金	入院1日目から	日額5,000円
通院給付金	入院1日目から	日額3,000円

$$5,000円 \times 8日 + 3,000円 \times 10日 = \underline{7万円}$$

（イ）ガン（乳ガン）による入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

疾病入院給付金	入院1日目から	日額5,000円
女性疾病入院給付金	入院1日目から	日額5,000円
手術給付金	入院給付金日額の40倍	

<保険証券2>

ガン診断給付金		100万円
ガン入院給付金	入院1日目から	日額1万円
ガン手術給付金		20万円

$$5,000円 \times 18日 + 5,000円 \times 18日 + 5,000円 \times 40倍 \\ + 100万円 + 1万円 \times 18日 + 20万円 = \underline{176万円}$$

（ウ）交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

死亡保険金	100万円
-------	-------

<保険証券2>

死亡給付金（ガン以外による死亡）	10万円
------------------	------

$$100万円 + 10万円 = \underline{110万円}$$

問12 正解 4

<資料>より

〔医療保険（介護医療保険契約）〕は、契約日が2015年4月1日であるため、新契約（2012年1月1日以降に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

- ・支払金額 $58,440円 \times 1/4 + 20,000円 = 34,610円$

〔個人年金保険（税制適格特約付）〕は、契約日が2005年9月1日であるため、旧契約（2011年12月31日以前に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

- ・支払金額 $120,240円 \rightarrow 100,000円超$ よって $50,000円$
 $34,610円 + 50,000円 = \underline{84,610円}$

問13 正解 (ア) 28 (日分) (イ) 15 (日分)

荒木さんが請求することができる入院給付金の日数は、入院Bについては（ア 28）日分であり、入院Cについては（イ 15）日分である。

<解説>

- ・入院Bの給付日数は、入院Aとは違う疾病での入院となるため、〔給付概要〕給付金の支払い条件（1日目より支払）により28日間となる。
- ・同じ疾病での2回目の入院までの間（入院Aと入院Cの間）が153日間（＝180日以内）のため、1回の入院とみなされる。また1入院限度日数は60日のため、2回目（入院C：36日間）の入院は、 $60日 - 45日（入院A） = \underline{15日分}$ の給付となる。

問14 正解 2

<解説>

$$\frac{\text{保険金額}1,200\text{万円}}{\text{保険価額}2,000\text{万円}} \times 100 = 60\% < 80\%$$

よって<資料2>の「イ ア以外の場合」の次の算式を使って計算する。

$$\begin{aligned} \text{損害保険金の額} &= (\text{損害の額} - \text{保険証券記載の自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} \\ &= (500\text{万円} - 0\text{円}) \times \frac{1,200\text{万円}}{2,000\text{万円} \times 80\%} \\ &= \underline{375\text{万円}} \end{aligned}$$

【第5問】

問15 正解 1

$$\text{退職所得} = \{ \text{退職一時金} - \text{退職所得控除額} (\text{※}) \} \times 1/2$$

(※) 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) 勤続年数 1 年未満の端数は切り上げ

- ・退職所得 = { 1,900万円 - 1,150万円 (※) } × 1/2 = 375万円
(※) 800万円 + 70万円 × (25年 - 20年) = 1,150万円

問16 正解 1

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} (\text{※1}) \times 9 \text{月} / 12 \text{月} (\text{※2})$$

(※1) 建物の法定償却方法は、定額法である。

(※2) 事業供用月数で月割り按分する。

$$\text{減価償却費} = 3,000 \text{万円} \times 0.050 \times 9 / 12 = \underline{1,125,000 \text{円}}$$

問17 正解 4

- ・不動産所得▲110万円のうち、土地取得のための借入金の利子120万円は、損益通算することができない。これを除くと赤字はなくなり損益通算はできない。
- ・譲渡所得のうち、ゴルフ会員権の譲渡損失は損益通算できない。
- ・譲渡所得のうち、上場株式の譲渡損失は損益通算できない。
よって損益通算できる損失はない。

問18 正解 4

$$\text{総所得金額} = \text{雑所得} + \text{一時所得} \times 1/2$$

老齢厚生年金および企業年金は、雑所得となる。

- ・雑所得の金額 = 収入金額 (年金額) - 公的年金等控除額
= 320万円 - 120万円 (※)
= 200万円

(※) <速算表>より 320万円は、330万円未満であるため、控除額は120万円となる。
養老保険の満期保険金は、一時所得となる。

- ・一時所得の金額 = 満期保険金 - 既払込保険料 - 特別控除50万円
= 300万円 - 180万円 - 50万円 = 70万円

総所得金額を計算する時、一時所得は1/2を乗じた金額を合計する。

- ・総所得金額 = 200万円 + 70万円 × 1/2 = 235万円
よって4が正しい。

【第6問】

問19 正解 (ア) $1/2$ (イ) $1/6$ (ウ) $1/12$

[各人の法定相続分と遺留分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア) $1/2$ 。
- ・被相続人の長女の法定相続分は (イ) $1/6$ 。
- ・被相続人の孫Aおよび孫Bの各法定相続分は (ウ) $1/12$ 。

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と子となる。二男はすでに死亡しているため、孫A、Bが代襲相続する。代襲相続分 = $1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$

問20 正解 (ア) ○ (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ×

- (ア) ○ 未払い税金は、相続財産から控除できる。
- (イ) ○ 通常の葬式費用は、相続財産から控除できる。
- (ウ) ○ 香典返戻費用は、相続財産から控除できない。
- (エ) × 法会の費用は、相続財産から控除できない。

問21 正解 4

米田さん：「配偶者の相続税を軽減する制度があると聞きました。」

目黒さん：「配偶者に対する相続税額の軽減があります。」

米田さん：「対象となる配偶者と被相続人との婚姻期間について、要件はありますか。」

目黒さん：「婚姻期間について、(ア 要件は定められていません)。」

米田さん：「この制度の適用を受けた場合、相続税はどの程度軽減されますか。」

目黒さん：「被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、1億6,000万円または配偶者の法定相続分相当額のどちらか (イ 多い方) の金額までであれば、配偶者には相続税がかかりません。」

米田さん：「相続税の申告期限までに、配偶者に分割されなかった財産も税額軽減の対象になりますか。」

目黒さん：「申告期限までに分割されなかった財産は、軽減の対象になりません。ただし、所定の手続きを行ったうえで、申告期限から (ウ 3年) 以内に分割された場合は、税額軽減の対象になります。」

問22 正解 3

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円} (\ast)) \times 20\% \text{ (一律)}$$

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

＜資料＞より2018年に父から1,800万円の贈与を受けているため、2019年で使える特別控除額は2,500万円－1,800万円＝700万円となる。

$$\text{税額} = (1,000 \text{万円} - 700 \text{万円}) \times 20\% = 60 \text{万円}$$

- ・祖父からの贈与：暦年単位課税

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) \times \text{税率} (\ast)$$

$$\text{税額} = (490 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 15\% - 10 \text{万円} (\ast) = 47 \text{万円}$$

(※) ＜速算表＞ (イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合を用いる。

- ・2019年分の贈与税額＝60万円＋47万円＝107万円

【第7問】

問23 正解 408 (万円)

$$\text{〇年後の予想額 (将来価値)} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の基本生活費 } 396 \text{万円} \times (1 + 0.01)^3 = 407.99 \cdots \rightarrow \underline{408 \text{万円}}$$

問24 正解 1,294 (万円)

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2020 \text{年の金融資産残高} = 1,225 \text{万円} \times (1 + 0.01) + 57 \text{万円} = 1,294.25 \rightarrow \underline{1,294 \text{万円}}$$

問25 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ○

(ア) × アドオン方式の金利の方が、実質金利より高くなる。

(イ) ○ 貸金業者からの借入れは、年収の3分の1以内である。

(ウ) ○ 自動車ローンは、貸金業法の総量規制の対象とならない。

(エ) ○ 利息制限法における上限金利は、15～20%である。

【第8問】

問26 正解 14,265,000 (円)

将来の目標額から現在の必要額を求めるには「将来の目標額×現価係数」で計算する。

$$1,500 \text{万円} \times 0.951 \text{ (年利} 1.0\% \text{、} 5 \text{年の現価係数)} = \underline{14,265,000 \text{円}}$$

問27 正解 9,658,200 (円)

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。
 $60\text{万円} \times 16.097 \text{ (年利1.0\%、15年の年金終価係数)} = \underline{9,658,200\text{円}}$

問28 正解 768,000 (円)

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。
 $800\text{万円} \times 0.096 \text{ (年利1.0\%、10年の減債基金係数)} = \underline{768,000\text{円}}$

【第9問】

問29 正解 4

- ・外貨ベースの税引き後元利合計
 $10,000\text{米ドル} \times \{1 + (0.05 \times 3\text{ヵ月}/12\text{ヵ月} \times 0.8)\} = 10,100\text{米ドル}$
 ※利息は月単位で計算するため、年利率5.00%に3ヵ月/12ヵ月を乗じている。
 ※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。
- ・円ベースの税引き後元利合計（外貨から円転する場合はTTBレートを使う）
 $10,100\text{米ドル} \times 110.00\text{円} = \underline{1,111,000\text{円}}$

問30 正解 2

	借入人等		住宅ローン控除	
	幸一郎さん	恵美さん	幸一郎さん	恵美さん
ペアローン	借入人 (債務負担者)	借入人 (債務負担者)	受けられる	(ア 受けられる)
収入合算 (連帯保証)	借入人 (債務負担者)	連帯保証人	受けられる	(イ 受けられない)
収入合算 (連帯債務)	借入人 (債務負担者)	連帯債務者	受けられる	(ウ 受けられる)

問31 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 住宅ローン控除は、税額控除として一定金額を所得税額から控除できる。
 (イ)○ 生命保険料控除は、所得控除として一定金額を所得金額から控除できる。
 (ウ)× 寄付金控除は、所得控除として一定金額を所得金額から控除できる。
 (エ)○ 地震保険料控除は、所得控除として一定金額を所得金額から控除できる。

問32 正解 2

<設例> [保険] より、収入保障保険Aの年金月額15万円と分かる。
 34歳（2019年10月1日）に死亡した場合、53歳（2038年10月1日）までの19年間（53－34）年金が支払われる。
 $15\text{万円/月} \times 12\text{ヶ月} \times 19\text{年} = \underline{3,420\text{万円}}$

問33 正解 (ア) 3 (イ) 4 (ウ) 8

- ・ 幸一郎さんへの傷病手当金は、(ア 8月9日) より支給が開始される。
- ・ 幸一郎さんへ支給される傷病手当金は、1日当たり (イ 5,000円) である。
- ・ 傷病手当金が支給される期間は、支給開始日から最長で (ウ 1年6ヵ月) である。

・ <資料> [傷病手当金の1日当たりの支給額] より

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の前平均額 (※) $\div 30 \text{日} \times 2/3$

※ [幸一郎さんのデータ] より

$$360,000 \text{円} \div 30 \text{日} \times 2/3 = 8,000 \text{円}$$

但し、給与から1日3,000円が支給されているため、1日当たりの傷病手当金の支給額は、 $8,000 \text{円} - 3,000 \text{円} = 5,000 \text{円}$ となる。

- ・ 連続して3日以上休んだ場合、4日目より支給となる。
よって9日 (金) からの支給となる。

問34 正解 4

- ・ 克樹さんの場合、基本手当の所定給付日数は (ア 90日) である。
- ・ 基本手当の受給期間内に、負傷、疾病等により、引き続いて30日以上職業に就くことができない場合は、申出により受給期間を最大 (イ 4年間) まで延長することができる。
- ・ 克樹さんの場合、基本手当は、求職の申込み日以後、7日間の待期期間および最長 (ウ 3ヶ月) の給付制限期間を経て支給が開始される。

【第10問】

問35 正解 4,720（万円）

＜関根家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	1,220万円
預貯金等	1,710万円	自動車ローン	60万円
債券・株式等	320万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	700万円	負債合計	1,280万円
不動産		〔純資産〕	(4,720) 万円
土地（自宅の敷地）	2,400万円		
建物（自宅の家屋）	700万円		
その他（動産等）	170万円		
資産合計	6,000万円	負債・純資産合計	6,000万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．関根家の財産の状況＜保有資産（時価）＞＜負債残高＞＜生命保険＞から、関根家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は6,000万円、負債合計は1,280万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も6,000万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{負債・純資産合計} - \text{負債合計} = 6,000\text{万円} - 1,280\text{万円} = \underline{4,720\text{万円}}$$

問36 正解 2

普通借地権評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積×借地権割合

$$200\text{千円（※）} \times 1.00 \times 240\text{m}^2 \times 60\% = 28,800,000\text{円}$$

（※）路線価は千円単位である。

特定居住用宅地にあたり、小規模宅地の特例適用（330㎡まで80％評価減）を受ける。

$$28,800,000\text{円} - 28,800,000\text{円} \times 0.8 = \underline{5,760,000\text{円}}$$

問37 正解 2

譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1万口当たりの取得価格は、売却までに買い付けた株の平均単価となる。

$$2019\text{年}1\text{月} \quad 9,400\text{円}/\text{万口} \times 100\text{万口} / 1\text{万口} + 20,304 \text{（※）} = 960,304\text{円}$$

$$2019\text{年}7\text{月} \quad 11,000\text{円}/\text{万口} \times 60\text{万口} / 1\text{万口} + 14,256 \text{（※）} = 674,256\text{円}$$

$$960,304\text{円} + 674,256\text{円} = 1,634,560\text{円}$$

（※）手数料等も取得価格に含める。

$$\cdot \text{取得平均単価} = 1,634,560\text{円} \div (100\text{万口} + 60\text{万口}) / 1\text{万口} = 10,216\text{円}/\text{万口}$$

$$\text{譲渡所得} = (12,000\text{円} - 10,216\text{円}) \times 100\text{万口} / 1\text{万口} = \underline{178,400\text{円}}$$

問38 正解 2

- ・相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備 考
金融資産・不動産・動産等	22,000万円	評価減特例適用後
生命保険X・Y	800万円	非課税控除後 (※)
葬式費用等	▲400万円	控除
合 計	22,400万円	

(※) 生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

法定相続人は、久子さん、紀行さん、祐介さん、桃子さんの4人となる。

よって生命保険金等の非課税限度額＝500万円×4人＝2,000万円

保険金の課税価格＝2,500万円＋300万円－2,000万円＝800万円

- ・健史さんは相続人ではないため、生前贈与400万円は加算しない。
- ・上記法定相続人（4人）より基礎控除額は、3,000万円＋600万円×4人＝5,400万円
よって課税遺産総額は、22,400万円－5,400万円＝17,000万円

問39 正解 2

- ・老齢基礎年金の計算式

$$=780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{免除の種類に応じた割合})}{480月}$$

- ・老齢基礎年金額＝780,100円× $\frac{432月}{480月}$
＝702,090円

- ・繰り下げ後の支給額＝(702,090円＋30,000円(※))×(1＋0.7%×12月×5年)
＝732,090円×1.42＝1,039,567.8 → 1,039,568円

(※) 付加年金額＝200円×付加年金を納めた月数＝200円×150月＝30,000円

問40 正解 (ア) 3 (イ) 4 (ウ) 7

「介護保険の給付を受けるためには、(ア 市町村(特別区を含む))から要介護・要支援認定を受ける必要があります。本人や家族などが(ア 市町村(特別区を含む))の窓口で認定申請すると、後日認定調査が実施され、主治医の意見書等も踏まえ、(ア 市町村(特別区を含む))に設置されている介護認定審査会により、自立(非該当)、要支援、要介護のいずれかに認定されます。自立以外に認定された場合は、要支援、要介護を合わせ全(イ 7段階)のランク付けがなされ、このランクが高いほど介護給付の支給限度額は高くなります。

なお、在宅サービスなど実際に介護保険の給付を受ける際の利用者負担の割合は、一定以上の所得がある者を除き、原則として(ウ 1割)となっており、認定された要介護度のランクに応じた支給限度額を上回るサービス費用については、全額自己負担となります。」